

平成30年第2回日高市農業委員会議事録

開催月日	平成30年2月26日(月)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後3時00分					
議長	横手 澄男					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	横田 拓也	出席	8	江連 喜美	出席
	2	島村 実	欠席	9	福井 一洋	出席
	3	島村 芳孝	出席	10	横手 澄男	出席
	4	清水 典子	出席	11	浅田 カヨ子	出席
	5	梅澤 三子	欠席	12	福嶋 輝幸	出席
	6	佐藤 茂男	出席	13	森谷 進	出席
	7	道谷 淳史	出席	14	鳴河 のり子	出席
推進委員 農地利用最適化	1	師岡 一夫	出席	4	鈴木 國昭	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	庄司 等	欠席
	3	眞通 昭彦	出席	6	本藤 利一	出席

議事 関係 出席者	
事務局	事務局長 国分 央      主幹 須田 幸知      主査 大森 充浩 主査 中野 俊彦      主任 横手 康雄      主事 榊 有也
傍聴人	
議事	
日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第4	議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5	議案第8号 農用地利用集積計画(案)の決定について
日程第6	議案第9号 農業振興地域整備計画の変更について
日程第7	専決処分の報告について
その他	

<p>議 長</p>	<p><b>日程第1 議事録署名委員の指名</b></p> <p>これより、本日の会議に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は3番、4番にお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>日程第2 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について</b></p> <p>日程第2 議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。</p>
<p>事 務 局 議 長</p>	<p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の3番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p>
<p>3 番</p>	<p>申請地は、旭ヶ丘の高校通り沿いにあり、井上牧場の東側に位置します。農地はよく管理されていました。譲受人は栗農家で、譲渡人はその親戚であり管理ができなため、申請に至っています。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可と決しました。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長</p>	<p>事務局より2番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の8番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p>
<p>8 番</p>	<p>2月21日に1番（推進委員）と現地確認をしました。申請地は高麗の郷の南側にあります。現状は、雑草が刈られて管理されている状態でした。申請人は農業と自動車整備業をしています。現在、群馬県から来ている60代の方と一緒に栽培しているとのこと。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>作付け計画はどのようになっていますか。</p>
<p>12 番</p>	<p>大豆や里芋を栽培する予定とのこと。</p>
<p>8 番</p>	<p>他人への貸し付けが目的となる可能性があれば、許可が難しいと思います。</p>
<p>8 番</p>	<p>群馬県から来ている方は、申請人の補助をしているとのこと。</p>
<p>12 番</p>	<p>作業を補助する人がいることは大丈夫なのですか。</p>
<p>事 務 局 3 番</p>	<p>主たる経営者が申請人であれば問題ありません。</p> <p>あくまで本人の補助ということならば申請はやむをえないと思います。事務局から何かありますか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>所有地の隣接地であるため、効率的な農業経営という点では特に問題ないと思いますが、許可と判断された場合は、申請人が主として経営することを</p>

<p>議 長 委 員 議 長  委 員 議 長</p>	<p>申し伝えます。 質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可と決しました。</p>
<p>議 長  事 務 局 議 長  8 番  議 長 12 番 事 務 局 議 長 委 員 議 長  委 員 議 長</p>	<p><b>日程第3 議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について</b> 日程第3議案第6号農地法第4条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の8番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。 申請地は、高麗の郷の西側にあり、南側には自動車整備所が隣接しています。現状は、果樹がある状態でした。 質疑がありましたらお願いします。 農地区分は何ですか。 2種農地になります。 質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長  事 務 局 議 長 7 番  議 長 1 番 (推進委員) 事 務 局 1 番 (推進委員) 事 務 局</p>	<p><b>日程第4 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について</b> 日程第4議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 7番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。 譲渡人と譲受人の関係は親子関係になります。申請地は高萩北小学校の西側になります。現状は、雑草も生えておらずきれいな状態でした。3、4年前までは作物を栽培していたとのこと。 質疑がありましたらお願いします。 申請地はいつ分筆されて登記されましたか。 平成29年12月に分筆登記をしています。 申請地の東側と北側の隣接地は畑ですか。 はい、畑です。</p>

1 番（推進委員）	事務局には、このような案件の際に、残された農地が集積しにくくならないよう対応してもらいたいです。
事務局	住宅を建築する際には、所有農地の中から、できるだけ農地の集団性に影響がないよう優先順位を付け、選定するよう対応しています。
議長	質疑がありましたらお願いします。
委員	ありません。
議長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
議長	<b>日程第5 議案第8号 農用地利用集積計画（案）の決定について</b> 日程第5議案第8号農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題とします。事務局より1番の朗読をお願いします。
事務局	<議案朗読>
議長	本件担当の9番より申請地の状況について説明をお願いします。
9番	申請地は鹿山の小峰動物病院と小畔川の間にあります。周辺の農地と比較するとよく管理されており、いつでも耕作できる状態でした。
議長	事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
事務局	申請人は、川越市に所在する農地所有適格法人で日高市の認定農業者です。経営地については、川越市、東松山市、日高市にて農地を借り入れており、小松菜、ほうれん草、人参などの野菜を栽培しています。
	生産した野菜については、同系列の産直グループこだわり村という会社で経営する県内5店舗を構える「有機の里」という店舗で販売をしております。また、所沢市内で、自然食ビュッフェレストランも経営しております。
	申請地は申請人の経営地に近接しており、農地を集積して経営拡大を目的としているものです。
議長	質疑がありましたらお願いします。
12番	2ヶ月連続での申請となっていますが、今後も申請される予定ですか。
事務局	把握している限りでは、今後は申請される予定はありません。数年作付けを続けて、再度拡大の意向が出てきた場合は申請されると思われます。
議長	質疑がありましたらお願いします。
委員	ありません。
議長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。（案）を消してください。
議長	事務局より2番の朗読をお願いします。

<p>事務局 議長</p>	<p>&lt;議案朗読&gt; 本件担当の8番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p>
<p>8番</p>	<p>申請地は板仏の交差点から200mほど西側へ進んだところにあります。今は白菜、ホウレンソウが作付けされていました。申請者には今後、新堀の周辺に農地を集積したい考えがありました。</p>
<p>議長 13番</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 転用許可された住居は現在、建築中ですか。</p>
<p>事務局 議長</p>	<p>はい、建築中です。 質疑がありましたらお願いします。</p>
<p>12番</p>	<p>10aあたりの賃借料が統一されていないのはなぜですか。</p>
<p>事務局 議長</p>	<p>当事者間で決定した賃借料をそのまま表記してあります。 質疑がありましたらお願いします。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。原案のとおり承認ということよろしいでしょうか。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。</p>
<p>議長</p>	<p><b>日程第6 議案第9号 農業振興地域整備計画の変更について</b> 日程第6議案第9号農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。農業振興地域整備計画の変更について、日高市長より意見を求められております。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 議長</p>	<p>&lt;説明&gt; 事務局より説明がありましたが、質疑がございましたらお願いします。</p>
<p>3番</p>	<p>事案番号11番、14番については、入間第二用水土地改良区との決済が必要だと思いますが指導していますか。</p>
<p>事務局 3番</p>	<p>除外がされた後に決済するよう、指導済みです。 バイパスの西側に水田があるため、水路を止めないよう計画する必要があると思います。</p>
<p>事務局 1番(推進委員)</p>	<p>はい、そのように事業計画者へ伝えます。 地縁住宅の「地縁」の定義を教えてください。</p>
<p>事務局 1番(推進委員)</p>	<p>土地所有者から6親等以内の親族のことです。 農地区分の概要について教えてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地区分は農地転用許可の基準の一つであり、第1種農地から第3種農地まであります。第1種農地は、良好な営農条件を備えている農地であり、農地が10ha以上集団的に存在することが要件とされ、農地転用が原則不許可となります。第2種農地は市街化の傾向が著しい区域内にある農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内にある農地であり、農地の集団性が</p>

	<p>10 h a 未満などといった要件があり、農地転用については代替性の判断となります。第3種農地は、市街地の区域内または市街化の傾向が著しい区域内にある農地であり、駅、役所などの公共施設から 300m以内などが要件とされ、農地転用が原則許可となります。</p>
<p>1 番 (推進委員) 事 務 局</p>	<p>地縁住宅の場合は面積に上限はありますか。 自己用住宅、地縁住宅は 500 m<sup>2</sup>以下、農家住宅は 1,000 m<sup>2</sup>以下となっております。</p>
<p>1 番 (推進委員) 事 務 局</p>	<p>軽微変更について教えてください。 200 m<sup>2</sup>未満の農業用の建築物を建築する際は農地転用ではなく、農業用施設の届出が必要となります。その際、農用地区域の農地から農業用施設用地に変更が必要となり、この変更を軽微変更といいます。</p>
<p>1 番 (推進委員) 事 務 局</p>	<p>建築確認や地目変更は必要ですか。 建築物とみなされるものについては、建築確認が必要となります。地目変更の必要はありません。</p>
<p>議 長 委 員</p>	<p>質疑がございましたらお願いします。 ありません。</p>
<p>議 長 委 員</p>	<p>質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。お諮りします。意見なしで回答してよろしいでしょうか。 異議なし</p>
<p>議 長 委 員</p>	<p>異議なしと認めます。意見なしで回答します。  <b>日程第7 専決処分の報告について</b></p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>日程第7専決処分の報告について、質疑がありましたらお願いします。 ありません。 以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>

署 名

上記会議の次第は、農業委員会事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長  
議 事 録 署 名 委 員

印  
印  
印